

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の趣旨

神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、同第 30 条により、事業者のうち規則で定める者に対し、水質保全水域への排水の排出を禁止している。これを受け、同施行規則（以下「規則」という。）第 36 条において、日本標準産業分類に定める分類のうち規制対象とするものを規定している。また、規則第 33 条により水質の汚濁の防止に関する規制基準を定めており、規則別表第 10 において、日本標準産業分類に定める分類のうち一部について、一般基準とは別の基準を適用している。

今回、日本標準産業分類の第 14 回改定（令和 6 年 4 月 1 日付）に伴い、現在の告示（平成 25 年総務省告示第 405 号）が令和 6 年 3 月 31 日限り廃止され、新たな告示（令和 5 年総務省告示第 256 号）が同年 4 月 1 日から施行されることを受け、規則の条文中の引用箇所について所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 改正内容

日本標準産業分類第 14 回改定により分類項目が新設、移動したことを受け、規則第 36 条及び別表第 10 を次のとおり改正する。

ア 規則第 36 条第 1 項第 1 号関係

- ・引用告示名を、現在の告示（平成 25 年総務省告示第 405 号）から新たな告示（令和 5 年総務省告示第 256 号）の件名及び告示番号に改正する。
- ・電気小売業（事業者向けのもの）及びガス小売業（導管による事業所向けのもの）については、分類項目が「大分類 I 卸売業、小売業」の細分類である「他に分類されないその他の卸売業」から「大分類 F 電気・ガス・熱供給・水道業」の細分類に変更されたことを受け、従前どおり規則第 36 条第 1 項第 1 号から除外する。
- ・ドラッグストアについては、分類項目が「その他の小売業」から「各種商品小売業」に変更されたことを受け、従前どおり同号に位置づけ、その分類を「各種商品小売業」に変更する。
- ・ホームセンター（家具・じゅう器・機械器具小売業に係るものを除く。）については、分類項目が「その他の小売業」から「各種商品小売業」に変更されたことを受け、従前どおり同号に位置づけ、その分類を「各種商品小売業」に変更する。

- ・介護医療院については、「大分類 P 医療、福祉」の細分類に新設されたことを受け、同号に規定する。

イ 規則第 36 条第 1 項第 2 号関係

電気小売業及びガス小売業については、「大分類 I 卸売業、小売業」から「大分類 F 電気・ガス・熱供給・水道業」に分類が変更されたことを受け、従前どおり同号から除外する。

ウ 規則別表第 10 関係

- ・電気小売業及びガス小売業については、分類項目が「大分類 I 卸売業、小売業」から「大分類 F 電気・ガス・熱供給・水道業」に変更されたことを受け、従前どおり同表に位置付け、その分類を「電気・ガス・熱供給・水道業」に変更する。
- ・レッカー・ロードサービス業については、分類項目が「大分類 R サービス業（他に分類されないもの）」から「大分類 H 運輸業、郵便業」に変更されたことを受け、従前どおり同表に位置付け、その分類を「運輸業、郵便業」に変更する。

(2)改正理由

日本標準産業分類の第 14 回改定（令和 6 年 4 月 1 日付）に伴い、所要の改正を行うもの。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日